

平成 30 年第 2 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成30年 7月31日 開会

平成30年 7月31日 閉会

むかわ町議会

平成30年第2回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (7月31日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第46号及び議案第47号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉議及び閉会	20
署名議員	21

むかわ町告示第30号

平成30年第2回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年7月25日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年7月31日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第43号 工事請負契約の締結に関する件

議案第44号 工事請負契約の締結に関する件

議案第45号 工事請負契約の締結に関する件

議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）

議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員
7番	野	田	省一	議員	8番	三	倉	英規	議員
10番	津	川	篤	議員	11番	北	村	修	議員
12番	中	島	勲	議員	13番	小	坂	利政	議員

不応招議員（1名）

9番 星 正 臣 議員

平成30年第2回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年7月31日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 議案第43号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 6 議案第44号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 7 議案第45号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 8 議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員			
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純	一	議員	
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
10番	津	川	篤	議員	11番	北	村	修	議員		
12番	中	島	勲	議員	13番	小	坂	利	政	議員	

欠席議員（1名）

9番 星 正 臣 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課 主幹	梅津晶
総務企画課 主幹	大塚治樹	総務企画課 主幹	西幸宏
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課 主幹	今井喜代子
建設水道課長	山本徹	建設水道課 主幹	江後秀也
地域振興課長	石川英毅	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長	八木敏彦	主査	長谷山美香
------	------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

あらかじめ申し上げておきますが、室温が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、大松紀美子議員、6番、三上純一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第85号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして、本町穂別地区で発生いたしました庁舎間光ケーブルネットワーク網の切断に関する件について報告をいたします。

平成30年7月15日午前1時27分ごろ、むかわ町穂別284番地3におきまして、鶴川地区と穂別地区をつなぐ360芯の光ケーブルが切断され、7月15日と16日の両日、穂別地区全域におきまして、テレビ視聴とインターネットが使用できない状況が発生したものであります。この事故に伴う影響は、テレビが1,170世帯、インターネットが380件という状況でありました。町民の方からの通報により、事故発生後、地元警察と現場を確認したところ、直径約2.5センチメートルの光ケーブル線が切断されており、現場の反対側の道路側溝に車輪が脱輪し、引き上げられた痕跡と、道路上に重機の走行跡が残っていたことから、車両引き上げ作業時に切断された可能性が高いと見て、現在、捜査を行っているところでございます。応急復旧工事につきましては、7月15日午後3時から開始し、最終的には7月16日午後11時40分ごろに、仮工事ではございますが全面復旧したところでございます。

また、先週7月27日の午後4時30分ごろから、穂別地区全域のインターネットが使用できない状況が再度発生いたしました。早急に情報端末による住民周知と状況確認等の対応を図りましたが、原因の特定ができず、翌日再度原因を調査したところ、前回の光ケーブル切断箇所とは関係のない生田507番地4で光ケーブルを接続するクロージャーマシンに不具合が生じ、脱線したことから、穂別地区のインターネットが使用できない状況となっていることが判明したところでございます。その後、復旧作業により28日午後1時55分に復旧をしております。

今月に入り、2回にわたり町民の皆様には、この間、御不便と御心配をおかけいたしましたことにつきまして、心よりおわびを申し上げるものでございます。また、休日等にもかかわらず、地元電気事業者をはじめNTT関係事業者の皆様には昼夜を問わず御対応をいただ

き、早期復旧できましたことにつきまして、改めて感謝とお礼を申し上げるものでございます。

先ほども申し上げましたとおり、7月15日に発生した光ケーブル切断事故につきましては、現在、仮工事であるため、今後、本復旧工事を実施する予定ですが、資材調達には4カ月ほどの期間を要することから、本工事は11月以降になる見込みでございます。

本件2件の事故対応の総額につきましては、概算で2,000万円程度となる見込みでございます。これらの経費につきましては、本日の臨時議会で議案として補正予算を提案させていただきますので、御理解を願いたいと思います。

今後におきましても、今回のような不測の事態が生じた場合には、関係事業者等と連携を図り、早期対応に努めてまいりますので、御理解を願います。

以上、穂別地区で発生いたしました庁舎間光ケーブルネットワーク網の切断にかかわる経過と対応についての報告といたします。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案5件でございます。

議案第43号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、町道福住1線排水整備工事の工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第44号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、末広団地B棟新築工事の工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第45号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第46号及び議案第47号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長行政報告及び提出事件の主要説明は終わりました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第43号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第43号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をを求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の1ページ、議案第43号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、町道福住1線排水整備工事でございます。

6社による指名競争入札の結果、入札金額で5,570万円、税込みで6,015万6,000円をもちまして、むかわ町美幸1丁目85番地1、株式会社小金澤組むかわ本店、取締役本店長小金澤敏郎に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては税抜き5,703万円、税込み6,159万2,400円で、落札率は97.67%となりまして、7月26日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第44号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第44号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の3ページ、議案第44号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、末広団地B棟新築工事（建築主体）でございます。

6社による指名競争入札の結果、入札金額で1億5,980万円、税込みで1億7,258万4,000円をもちまして、むかわ町美幸1丁目85番地1、株式会社小金澤組むかわ本店、取締役本店長小金澤敏郎に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては税抜き1億6,019万円、税込み1億7,300万5,200円で、落札率は99.76%となりまして、7月26日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第45号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第45号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の5ページ、議案第45号資料をごらんください。

工事の種類につきましては、防災行政無線（移動系）デジタル化整備工事でございます。

6社による指名競争入札の結果、入札金額で1億6,500万円、税込みで1億7,820万円をもちまして、むかわ町穂別29番地6、佐々木電気株式会社、代表取締役佐々木尊に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては税抜き1億6,620万円、税込み1億7,949万6,000円で、落札率は

99.28%となりまして、7月26日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 工事内容について、もう少し具体的に詳しくお伺いします。基地局1カ所とかいろいろ書いているんですけども、この具体的な内容についてもっと詳しく教えてください。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 工事内容の具体的なお話ですけども、基地局といたしまして、基本的にはデジタル無線の統制をするといいますか、そういう部分を、本庁の局舎を建てます。そのほか、簡易基地局としまして穂別の総合支所、それと銀河会館の敷地内、それと稲里と仁和の部分に簡単に言えばアンテナを立てて、機材を置いて、そこから無線を全部光ケーブルでつなげまして、その基地局とか簡易基地局を全部光ケーブルでつなぎまして、そこに対して携帯型の無線機がそのアンテナに電波を飛ばしてエリアをカバーするという形なんですけれども、その中で、言ってみれば稲里から鶴川までもう全て無線でつなげるような形になります。

今まではアナログ無線に関しては電波が飛びましたので、基地局は穂別と鶴川にしかないんですけども、デジタル無線に関しては電波が飛ばない部分、そういった基地局を多くしてカバーするような形になります。

〔「移動局の部分というのは」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 移動局に関しては、簡単に言うと無線機です。車に車載する部分と携帯する無線機と、あと車携帯といたしまして、通常は持って歩くことはできるんですけども、車に乗っているときにに入れて車の中で無線ができるようなシステムがあるので、そういったもので今回の入札にかけております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません。わからないので聞いているんですけども、要するに災害なんか発生したときに活躍するんだと思うんですけども、例えばこの移動局というの

は車とかに持っていられると。そうしたら職員の人たちが使う車に搭載するのかとか、そういう具体的なことがもっとわかれば知りたい。皆さんはわかっているからおっしゃっているけれども、私はわからないので、もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 移動する携帯については、例えば避難所ですとかそういったところにも、各避難所に1台ずつ置けるような台数で今、考えています。そのほか、消防との連携があるので、消防にも数台渡して、役場側と消防との連携もその中でやっていくようなことも考えております。

そのほか、車携帯については、基本的には調査班ですとか、そういった現場を見て歩くような職員に携帯させて、車で移動しながら話したりとか、現場でそれを車からとって外で話すとかということができるようなもので考えております。車載については、除雪車に搭載を考えておまして、基地局で位置情報をとれるようなものになるので、今現在、除雪車がどこにいるとか、そういったことを見ながら、どの除雪車がどこに行ったほうがいいのかという判断もその中でやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号及び議案第47号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）及び日程第9、議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

議案第46号、議案第47号の2件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）及び議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第46号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）でございます。

議案書の7ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,477万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

2款総務費、1項2目の情報管理一般事務2,130万円の追加につきまして、11節需用費におきましては、7月15日未明、穂別和泉地区で発生しました光ケーブル切断事故、7月27日夕方発覚の生田地区における光クロージャー破損に伴う光ケーブル断線により行った応急費用及び生田地区における破損光クロージャー交換費用を追加するものでございます。

15節工事請負費につきましては、7月15日未明の穂別和泉地区における光ケーブル切断に伴う本復旧に要する経費を追加するものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の2ページをごらんください。

歳入でございますが、19款繰越金にて全額歳入調整することとし、2,130万円を追加するものでございます。

以上で議案第46号の説明を終了させていただきます

続きまして、議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本件は、6月に開催されました第2回定例会において御決定をいただきました鶴川厚生病院の底地購入に当たり、地方公営企業法第33条第2項の規定により、重要な資産の取得及び処分については予算で定めなければならないことから、その確定内容について条文を追加するものでございます。

条文は、第6条重要な資産の取得としまして、種類、名称、そして数量について追加するものでございます。

これで議案第47号の説明を終了させていただきます。

以上で議案第46号から第47号までを一括して御説明させていただきました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページ、1総括、事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出と議案書第7ページ、8ページの予算総則第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号90-00光ファイバーの件ですけれども、2回というか、今回たまたま2回の修理が必要になったわけですが、その内訳、どっちがどのぐらいかかっているのかということをお教えいただきたいと。

それと、この事故に関するほうに関して、それと故障に関するほうに関して、保険という対応はどのようになっているのかという点をお聞きしたい。

それと、今話せる事件、事故という扱いなので、それなりの日数がたっているけれども、現状で該当者というか、事故の被害届を出したと思うんですけれども、その後の経緯がもしわかる範囲あるいはここで発表できるものがあれば教えていただきたい。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの3件の御質問について私のほうからお答えしたいと思います。

まず、90番の修繕料の関係でございますけれども、7月15日に光ケーブルが切断された部分につきましては、内訳といたしましては、予算として129万6,000円という内容にしてござ

います。それから、先週末の7月27日の生田地区でのクロージャー破損に伴う修繕料につきましては約100万というような内訳になってございます。

生田のほうにつきましては、復旧費用のほうで97万2,000円が修繕、それからクロージャーの部分につきましては3万2,000円ほどかかるという中身で、合わせて100万ほどという内訳になってございます。

それから、光ケーブル切断の現状の部分で言えるところということでございますので、若干、現状、今の状況がどうなっているのかということをお伝えしたいと思っておりますけれども、先ほど町長の行政報告の中でもございましたとおり、切断されたときに現場検証をしたところ、車が対岸に落ちておりまして、それを引き上げる際に切断をされたような状況になってございましたけれども、これ、夜中、深夜ということでございまして、なかなか目撃情報がないませんでした。それで、支所のほうとしましては、情報端末を使って町民の方々にまず目撃情報がないかということの声をかけをして、3件ほどちょっと情報はいただいたんですけども、本当に車で走って見ている状況だったものですから、詳しい中身はわからなかったと。

それで、今、ドライブレコーダーがございまして、もしドライブレコーダーがついていれば、そこをちょっと確認したいということで、その辺、通報していただいた方に確認しましたところ、大変残念ながらお2人についてはドライブレコーダーをつけていなかったと。それから1人についてはドライブレコーダーがついていたんですけども、情報をお寄せいただいたのがかなり時間が経過した後だったものですから、ドライブレコーダーのデータが上書きされて残ってなかったということと、あと、我々のほうでも河川監視カメラの部分から何かヒントを見られないかということで、5分単位ずつずっと見ていったんですけども、画像が古くて粗くて、ちょっとそういう車両の発見には至らなかったということ。

あと、警察ともやりとりしているんですけども、地元の派出所のほうでは、この事故が起きた後すぐに現場検証、あと、重機を持っている業者のほうに聞き取り、あと、建設業界さんも通しながら何かそういう情報がないかという動きもしていただいたんですけども、これ以上、地元ではちょっと難しいということで、現在は苫小牧警察署の交通課のほうに捜査のほうは移行して現在実施している状況でございます。ただ、残念ながら、まだ今の段階では有力な情報、また特定もできていないというような状況になってございます。

あと、保険の部分につきましては、財務グループのほうから御説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから保険の対応についてということで御説明させていただきたいと思います。

町においては、所有また使用、管理している建物、工作物、動産等については、全国自治協会が運営しております建物災害共済というものに加入してございます。現在、そちらのほうに手続をしているというような状況でございまして、今後、また給付のその有無、また、金額等が現在ちょっと未確定ということもございまして、一旦、財源については全額、今回繰越金という形で充てさせていただきました。給付の内容等が確定しましたら、補正予算等で財源の調整という形で行いたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 保険の見通しといたらおかしいんですけども、該当になる範囲の今回の事故だというふうに捉えているのかということが1つですね。マックスでどの程度補償されるのかということもちょっとあわせてお伺いしたいと思います。

それと、もう一つ心配していたのは、それぞれの住民の皆さんがテレビの契約、インターネットの契約をしているわけですけども、例えばこれで損害賠償を町に求められるようなことはないですね、何かの理由で損害をこうむったということは。その辺含めて、ちょっと1点。

それと、もう一つは、庁舎間の光ファイバーは代替でもう1本持っていましたよね。そのための工事をしたと思っていたんですけども、それは今回は、たまたま土日だったということもあろうかと思うんですけども、そこは機能して代替の回線使えたのかどうか。そこも含めて2点。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 3つの質問のうち、最後の庁舎間の光ケーブルの部分について私のほうでお答えしたいと思います。

この庁舎間の光ケーブルにつきましては、強靱化ということで平成25、26年でしたか、すみません、正確な年数あれですけども、整備をしてございますけれども、これ、行政情報に関する部分の強靱化ということになっておりますので、一般の方たちが使っている光ケーブル、またテレビの光ケーブルとはちょっと別なものでございます。ただ、庁舎間のこの行政関係の情報については、切断したときにきちんと強靱化の部分は無線でつながって対応で

きていた状況でございます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） まず、その保険の内容ということでちょっとお答えをしたいなと思います。

例えば、この今回のほうでいきますと、光ケーブルの破損ということではあるんですが、それぞれ保険の加入の仕方としまして、それぞれ例えばデータの通信装置、通信系でありますとか、あと、当然配信する機械の関係とかという形で、実際ちょっと細かく保険のほうには加入しているというような状況でございます。今回の部分で該当するところでございますと、総額としては2億7,000万円ほどというのが施設規模というふうになんて考えてございませぬが、そのうち、今回の修繕の関係でどの部分がどれだけ該当するかということについては、今後、こちらの管轄してあります共済のほうの担当のほうとも、またいろいろ話をちょっと詰めていかなきゃならないなというふうにも考えてございませぬので、今現在で具体的に金額がどれぐらいというのはちょっとお示しできないというような状況でございます。

また、例えば損害賠償等のお話にはなると思うんですが、こちらについては、まだ具体的にというふうにはちょっと考えていないということもございませぬので、今後、状況が進んでいく中でいろいろ検討していかなければならないところであるというふうにも考えてございませぬので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 住民からの損害賠償という部分でのお話かと思っておりますけれども、この部分につきましては、現在のところ特段、町のほうにはそういった情報は入っておりませぬ。テレビが見られないあるいはインターネットが接続できないといった事例でございませぬけれども、それによって町民の方が損害を受けたというようなことは、今のところ情報として入っていないということでございませぬ。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 町民からの、恐らく今回はどうかかわからないですけれども、ないだろうなというふうには望みますけれども、今回のことを契機に1回、町民の間の契約書にどう書いてあるかというところが、転ばぬ先の杖というか、私もちょっとそこまではっきり覚えていないので、1回精査して、今後こういうことも、どんな形であるかはこればかりはわか

らないので、1度精査をして、町民との間で契約した契約書がどうなっているかということも、今言ってもわからないようでしたら、ちょっとそこは精査して、今後の対応に考えられるようにしておいたほうが良いと思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまございました質問でございますけれども、契約の中身については、また精査をさせていただくということでございますが、今回の事故については不慮の事故といえますか、言ってみれば災害というような形の事故だということだと思えますので、その辺について賠償責任があるかどうかというところは、またちょっと別な議論になっていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 修繕料については説明があつてわかるんですけども、この維持補修工事、今回のことで改めて全線を見直すということにしたのかどうか。この工事請負、維持補修工事の内容について伺います。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） ただいまの御質問についてお答えします。

今回、修繕した中身につきましては、あくまでも緊急避難的な部分で行った工事でございます。一部切断された部分については50メートルほどでございますけれども、これ、札幌のほうの業者さんのところで保管しておりました360芯のケーブル、これを一時的に交換をしたのと、あと、その先50メートルにも引っ張られてちょっと切断されているものですから、そこは仮復旧ということで接続しています。

それで、今のままですと、夏場、秋口までは大丈夫なんですけど、冬になると、このケーブル、特殊なケーブル線なものですから、これをきちんと本工事でもう一度接続し直さなきゃならないということが実は生じます。それで、その分の工事費がこの1,900万という金額になってございます。距離も、今回、仮復旧ということで100メートルしかやっていないんですけども、実はその先の部分も含めて約1キロメートル、これを交換しなきゃならないという状況になってございます。

よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） これは事故だったんですけれども、それでこんな高額な金額がかかってしまうということですよ。おまけに切った人がまだ、もちろん申し出なんかしないだろうと思いつつも捜査中ということなんですけれども、こんなたくさんのお金がかかることが起きてしまって、当然これは事故を起こした方に損害賠償をしていかなきゃならないような問題になってくると私は思うんですよ。これからだって、こんなことが起こらないとは限らないわけで、そのときに、仕方がないと言ってしなきゃならないことだとは思いますが、また起きるかもしれないということは十分あり得るわけですよ。その犯人と言いたくないけれども、犯人の方が見つかった時点で、当然損害賠償をしていく問題だというふうに私は思っていますけれども、その点について伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、大松議員のほうから言われましたけれども、一義的には原因者が負担をするというのは当然のことです。でありますから、切った人が判明すれば、当然ながら切った方に請求をするというようなことになろうかと思えます。また、そこで保険等がかかっていれば、その保険で対応するのかどうかということも含めて出てくるかとは思っています。そういった意味で、事故の内容については警察のほうには届けて、一応、事故の証明という形はいただいているところであります。

ただ、現実的には人身のような事故になっておりませんので、警察力といえども、殺人事件とか人身事故のような形での捜査がなかなか進まないというようなところが、私ども非常に歯がゆいところではありますけれども、そういったことで犯人が見つかった場合につきましては、当然ながら求めていくということになろうかと思えます。

いわゆる車で言う当て逃げ状態のような実態に今なっているところであります。そういったことも含めて、私ども、そういった損害賠償の施設の保険にも当然入っているわけですし、犯人が見つからなければ保険対応ということで、できるだけ町費の持ち出しを少なくするような考え方でおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終わります。

これから議案第46号及び議案第47号の2件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第46号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第46号及び議案第47号の2件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

まず、議案第46号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度むかわ町病院事業会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付託された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員